

注意喚起

輸入業者・通関業者 各位

平成22年2月26日
経済産業省農水産室

輸入割当品目に係る輸入承認数量・金額の的確な管理について

先般、水産物の輸入割当・承認を受けて通関する貨物のうち、輸入承認証(I/L)で承認されている数量・金額を超えて輸入通関を行った事案が発生しました。

輸入数量・金額は、原則として送状数量・金額（インボイスに記載されている全量・全額）により確認します。しかし、輸入通関時に現品の数量・金額が送状数量・金額を超過する場合には、現品の数量・金額が輸入数量・金額となる場合があります。

このため、輸入承認証(I/L)の数量・金額の残量を的確に把握し、特に個々の輸入に際して、現品の数量・金額が送状数量・金額を超える場合には、輸入承認証(I/L)の数量・金額を超えないことを確認してください。

その際、輸入数量・金額の考え方について、ご不明な点がございましたら、農水産室水産班までお問い合わせください。

なお、輸入承認数量・金額を超えて輸入通関を行った場合、外国為替及び外国貿易法違反として罰則（5年以下の懲役若しくは罰金又は併科）に処せられることがあるほか、行政制裁（1年以内の輸入禁止）が科されることがあります。十分ご注意ください。

また、輸入割当品目に係る輸入に関し、輸入承認証(I/L)で承認されている数量・金額を超える等により事後審査を受けた者については、次の輸入割当申請時に、再発防止策の実施状況について確認するため、関係書類の提出を求めています。

お問い合わせ先
経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部
貿易審査課 農水産室 水産班
電話：03-3501-0532